



2008年10月29日 第2009-07号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

企業の資金繰りのチェックをしよう

「原材料価格高騰対応等緊急保証」が
10月31日より開始

政府の緊急総合対策で決定された保証制度
「原材料価格高騰対応等緊急保証」が10月31
日よりスタートします。

この制度は、原油に加え原材料価格の高騰や
仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者
の資金繰りを支援するためのものです。

原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の
影響を強く受けている545業種の中小企業者
(全国の中小・小規模企業者の2/3をカバー)
を対象として、民間金融機関からの融資を受け
る際には信用保証協会が保証をいたします。

対象業種の中小企業者は、金融機関から融資
を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証
で8,000万円、普通保証で2億円まで信用
保証協会の100%保証を受けることができま
す。合計2億8,000万円

対象業種・事業者

指定業種(545業種)に属し、売上減少また
は転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中
小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、最近3か
月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以
上の中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、製品等原
価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上
昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁で
きていない中小企業者。

指定業種に属する事業を行っており、最近3か
月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利
益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス
3%以上の中小企業者。

計算例:最近3か月の売上総利益率が33%で、
前年同期比が35%だった場合

$$(35 - 33) / 35 \times 100 = 5.7\%$$

$$5.7\% - 3\% \text{ (認定基準クリア)}$$

期間は、10月31日から1年半。

この間、約6兆円の利用を想定。

主な緊急相談窓口の連絡先

経済産業局

<http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>

信用保証協会

<http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/>

全国商工会連合会

<http://www.shokokai.or.jp/>

株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>

原材料価格高騰対応等緊急保証の特 定業種指定について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号
の特定業種指定について)

指定期間:平成20年10月31日~平成2
2年3月31日

鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製
造業、一般機械器具製造業、電気機械
器具製造業、輸送用機械器具製造業、
木材・木製品製造業等

<詳細は、別紙参照>

有価証券等の金融資産の評価損などの状況に
ついて確認をしましょう。また、流動資産である
売掛金、棚卸資産(製品、仕掛、材料)のなかに
不良資産がどれだけ含まれているのか合わせてチ
ェックしましょう。金融機関によっては、貸し渋
りを行う可能性もありますので、会社のバランス
シートのチェックを行い状況の把握が必要です。